

参議院議員通常選挙

公示日 7月12日(木)

投票日 7月29日(日)

任期満了に伴う参議院埼玉県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙が行われます。選挙が明るく正しく行われるよう有権者の皆さんのご協力をお願いします。

投票できるかた

日本国民で昭和62年7月30日以前に生まれ、平成19年4月11日までに皆野町の住民基本台帳に登録され、引き続き皆野町に住所を有し、選挙人名簿に登録され、失権などによる欠格条項に該当していないかたです。

ただし、皆野町から他の市町村へ転出された場合でも、皆野町の選挙人名簿に登録されているかたは、皆野町で投票できます。

なお、平成19年4月12日以降に皆野町に転入されたかたは、皆野町の選挙人名簿に登録され

ませんので、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、その市町村で投票することができます。

選挙人のかたには、公示日以後投票所入場券を郵送します。

投票の方法

郵送で配布された入場券を指定された投票所へ持参し、受付名簿対照を経て投票用紙が交付されます。

投票用紙は、参議院埼玉県選出議員選挙(薄い黄色地の紙に黒色のインクで印刷)、参議院比例代表選出議員選挙(白色地の紙に赤色のインクで印刷)の順



に交付されます。

参議院埼玉県選出議員選挙については候補者氏名を1人だけ記入し、参議院比例代表選出議員選挙については候補者(名簿登載者)の氏名または政党名のいずれかを記入し投票します。投票所および投票時間は「別表1」のとおりです。

期日前投票

投票の当日、冠婚葬祭などの予定のあるかた、仕事・旅行・レジャー・買い物などで、投票日に不在となるかたは、事前に役場総務課内「選挙管理委員会」へ申し出て投票することができます。

ます。入場券をご持参ください。

期日前投票のできる期間は、7月13日(金)から7月28日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。(公示日は、投票できません。)

ただし、投票する日に20歳に達していない有権者のかたは、不在者投票による投票となります。

入院中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院中のかたは、病院長または施設長に投票用紙を請求すれば、病院長などの管理のもとに不在者投票することができます。町内の不在者投票指定施設は、「別表2」のとおりです。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるかたに対して、郵便による不在者投票制度があります。

この制度を利用されるかたは、選挙管理委員会に申し出て、「郵便等投票証明書」の交付申請の手続きをしてください。(すでに交付を受けているかたは必要ありません。)

手続きに日数がかかりますので、早めに申し出てください。

代理投票・点字投票

身体の故障、または、字の書けないかたは代理投票および点字投票の制度がありますので、

当日受付に申し出てください。

開票

開票は即日開票とし、7月29日(日)の午後9時から文化会館A会議室(3階)で行います。

開票所の参観

開票は、皆野町の選挙人名簿に登録されていれば参観できます。参観席の定員は20人で、参観券を開票開始予定時刻の15分前から先着順に交付します。

問合せ 選挙管理委員会 (役場総務課内)

☎ 62-1230 内線202

